

北星中学校同窓会会則の改正について

今回の主な改正のポイントは以下のとおりである。

1. ホームページでの運用を追加
 - ・ 母校ホームページに北星中学校同窓会ページのリンク先を追加
 - ・ 同窓会会員の状況（人数等）、事業や会則改正等実施報告、会則、会員からの情報提供・交換 等
 - ・ 北星中学校同窓会ページの運用・管理は、副会長が行う
2. 役員選出方法の変更
 - ・ 会長は、役員、委員からの互選
 - ・ 副会長は、会長が会員中より指名
 - ・ 書記、会計は会長が会員より委嘱する。
 - ・ 委員は、会長が各期・各支部の正会員及び特別会員中より委嘱
3. 役員会を追加
4. 緊急を要する等総会を開催できない場合、役員会で審議・承認可能とすることを追加（ただし、総会で報告する。）
総会の形式や成立条件は付さないこととする。（総会を実施・成立しやすくする。）
5. 委員の職務から議決権を廃止し、正会員との連絡を行うこととする。（委員会で決議することはないため。）
6. 入会金を終身会費とする。
7. 入会金（＝終身会費）は、現況での物価推移を考慮し 300 円⇒500 円に変更（現状物価を考慮）
8. 会費決定方法の明確化（現規約でも、毎年委員会で定められるとなっている。）
 - ・ 額は毎年当該年度委員会で定める。（当該年度以降の入会対象者のみの影響を考慮）
9. 役員任期を 1 年から 5 年に変更（総会を 4， 5 年程度ごとに実施を見込む）

現 行	変 更 案	変更理由等																
<p>会 則</p> <p>第 1 条 本会は、北星中学校同窓会（略称北星中同窓会）と称し、事務所を北星中学校内に置く。</p> <p>第 2 条 本会は、会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与するを目的とする。</p> <p>第 3 条 本会は、次の事業を行う。</p> <p>1. 会員名簿の発行</p> <p>2. 本会の目的達成に必要な事業</p> <p>第 4 条 本会は次の会員を以て組織する。</p> <p>1. 正 会 員 北星中学校卒業生</p> <p>2. 賛助会員 本会の趣旨に賛助する者</p> <p>3. 特別会員 母校の旧職員及び現職員</p> <p>第 5 条 本会は、会務を処理するため、次の役員及び委員を置く。</p> <p>1. 役 員</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>会 長</td><td>1 名</td></tr> <tr><td>副 会 長</td><td>2 名</td></tr> <tr><td>書 記</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>会 計</td><td>2 名</td></tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">但し、1名は母校職員より選出する。</p> <p>2. 委 員</p> <p style="margin-left: 40px;">本会は、第8条により若干名の委員を置く。</p> <p>第 6 条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。</p> <p style="margin-left: 40px;">副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代表する。</p> <p>第 7 条 委員は、委員会を組織し、総会に準ずる議決権を有する。また、委員会は、役員の間務処理を補佐する。</p> <p>第 8 条 会長、副会長は、会員中より互選し、これを総会の席上において選出する。書記、会計は会員より、会長が委嘱する。委員は各期・各支部の正会員及び特別会員中より会長がこれを委嘱する。</p> <p>第 9 条 役員及び委員の任期は、1カ年とし再任はさまたげない。</p> <p>第10条 本会は、次の顧問を置く。</p> <p>1. 母校現職校長</p> <p>2. 会長の委嘱による若干名</p>	会 長	1 名	副 会 長	2 名	書 記	若干名	会 計	2 名	<p>会 則</p> <p>第 1 条 本会は、北星中学校同窓会（略称北星中同窓会）と称し、事務所を北星中学校（以下「母校」という。）内に置く。</p> <p>第 2 条 本会は、会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第 3 条 本会は、次の事業を行う。</p> <p>1. 会員名簿の更新・発行</p> <p>2. 母校の諸行事に参加し、活動内容を高めるための後援</p> <p>3. 毎年度末に「北星中同窓会ホームページ」で、北星中同窓会の現況を会員に紹介すると共に、会員相互の情報交換の場とする。</p> <p>4. 母校、母校生徒会及びPTA等との連携・協力</p> <p>5. その他本会の目的達成に必要な事業</p> <p>第 4 条 本会は次の会員を以て組織する。</p> <p>1. 正 会 員 北星中学校卒業生</p> <p>2. 賛助会員 本会の趣旨に賛助する者</p> <p>3. 特別会員 母校の旧職員及び現職員</p> <p>第 5 条 本会は、会務を処理するため、次の役員及び委員を置く。</p> <p>1. 役 員</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>会 長</td><td>1 名</td></tr> <tr><td>副 会 長</td><td>2 名</td></tr> <tr><td>書 記</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>会 計</td><td>2 名</td></tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">但し、1名は母校職員より選出する。</p> <p style="margin-left: 40px;">顧 問 若干名</p> <p>2. 委 員</p> <p style="margin-left: 40px;">本会は、第8条により若干名の委員を置く。</p> <p>第 6 条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。</p> <p style="margin-left: 40px;">副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代表する。また、北星中同窓会ホームページへの情報掲載に関する運用・管理を行う。書記・会計は本会の庶務・会計をそれぞれ処理する。</p> <p>第 7 条 委員は、委員会を組織し、委員会は、役員の間務処理を補佐すると共に、正会員のとの連絡にあたる。</p> <p>第 8 条 会長は役員、委員から互選する。副会長は、会長が会員中より指名する。書記、会計は、会員より会長が委嘱する。委員は、各期の正会員で互選する。</p> <p>第 9 条 役員及び委員の任期は、5カ年とし再任はさまたげない。</p> <p>第10条 本会は、次の顧問を置く。</p> <p>1. 母校現職校長</p> <p>2. 会長の委嘱による若干名</p>	会 長	1 名	副 会 長	2 名	書 記	若干名	会 計	2 名	<ul style="list-style-type: none"> ・略称の定義付け ・脱字修正 ・更新を追加 ・事業内容の明確化 ・追加による見出しNoの修正 ・役員の間務処理 ・ホームページへの情報掲載に関する運用・管理の追加 ・委員の職務内容の見直し及び明確化 ・役員選出方法の変更 ・役員任期の見直し
会 長	1 名																	
副 会 長	2 名																	
書 記	若干名																	
会 計	2 名																	
会 長	1 名																	
副 会 長	2 名																	
書 記	若干名																	
会 計	2 名																	

<p>第11条 本会は、必要ある時総会を開く。</p> <p>第12条 正会員は、入会の際、入会金（300円）を納入する。額は毎年委員会で定める。 また、本会は、会の運営に必要な経費を正会員より徴収することができる。</p> <p>第13条 正会員は、氏名・職業・住所に異動があった場合は、ただちに本会事務所に連絡するものとする。</p> <p>第14条 他町村在住の会員は、会長の承認により、支部を設けることができる。</p> <p>第15条 本会則は、総会の議決によらなければ、変更することはできない。</p> <p>付 則 昭和56年3月16日より実施する。</p>	<p>第11条 この会は、総会及び役員会を置く。</p> <p>1. 総会は、本会の最高議決機関とし、会則の制定及び改正、事業の承認の審議・承認を行う。総会は、書面または北星中同窓会ホームページ上での開催を行うことができる。</p> <p>2. 役員会は、総会につぐ議決機関であり、会の運営に必要な重要事項を協議すると共に、総会が開けない場合は審議・承認を行う。役員会は、必要に応じ会長が召集し、必要に応じて顧問が参加する。</p> <p>3. 本会は、必要ある時総会及び役員会を開く。</p> <p>4. すべての会の承認は、出席者の過半数の賛成※を必要とする。可否同数の時は会長の決議による。 ※書面または北星中同窓会ホームページ上での開催の場合は、4分の1以下の反対で承認とする。</p> <p>5. 全会員への報告・案内は、北星中同窓会ホームページにて行う。</p> <p>第12条 本会の経費は、次のとおりとする。</p> <p>1. 正会員の終身会費及び寄付を持って経費に充てる。</p> <p>2. 正会員は、入会の際、終身会費として500円を納入する。額は毎年当該年度委員会で定める。 また、本会は、会の運営に必要な経費を正会員より徴収することができる。</p> <p>第13条 正会員は、氏名・職業・住所に異動があった場合は、ただちに各年度委員を通じ本会事務所に連絡するものとする。</p> <p>第14条 他町村在住の会員は、会長の承認により、支部を設けることができる。</p> <p>第15条 本会則は、総会の議決によらなければ、変更することはできない。但し、緊急を要するなど総会が開けない場合は、役員会の承認によることができるものとし、総会において報告を行う。</p> <p>付 則 昭和56年3月16日より実施する。 令和●年●月●日より改正する。 旧会則の第1条, 第3条の1～2, 第5条の1, 第8条, 第11条, 第12条, 第13条, 第15条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会を設定する ・各会の定義付け ・総会の書面, ホームページ上での開催を定義 ・役員会の追加 ・承認の明確化 ・書面開催時の承認等別途定義（会員の半分が確認するとし, その半分の賛成とした） ・報告方法の追加 ・経費の整理 ・寄付も経費とし追加 ・入会金を終身会費とする ・現状物価を踏まえた会費見直し及び会費決定方法の明確化 ・異動報告ルートの変更 ・但し書きによる役員会での承認実施を追加 ・改正による付則追加
--	--	---